

平成 27 年度 第 4 回愛媛県男女共同参画会議議事録

日 時 平成 28 年 2 月 19 日(金)10:00~12:00

場 所 県議会議事堂 4 階 総務企画国体委員会室

出席委員 15 名(敬称略)

会 長 桐 木 陽 子 松山東雲短期大学教授
副会長 壽 卓 三 愛媛大学教育学部教授
委 員 越 智 やよい (公財)えひめ女性財団常務理事
" 亀 岡 マリ子 愛媛県公安委員
" 喜 田 ヒサ子 愛媛県漁協女性部連合会長
" 窪 川 昌 平 NHK松山放送局放送部長
" 佐 川 東輝枝 愛媛県商工会議所女性会連合会理事
" 長 尾 由希子 聖カタリナ大学准教授
" 藤 田 恭 子 愛媛労働局雇用均等室長
" 藤 田 由 美 (一社)愛媛県建設業協会女性部部長
" 堀 田 真 奈 公募委員(NPO法人代表理事)
" 村 上 一 郎 愛媛県PTA連合会会長
" 安 田 俊 一 松山大学経済学部教授
" 山 本 和 子 松山市立正岡小学校長
" 横 山 ぬ い えひめ女性活躍推進協議会ワーキンググループ
副リーダー

1 開 会

○司会 それではただいまから、今年度第4回目の愛媛県男女共同参画会議を開会いたします。最初に、桐木会長からごあいさつをお願いいたします。

2 会長あいさつ

○桐木陽子会長 おはようございます。年度末のお忙しい中、お一人まだお見えではありませんが、全員ご出席ということで本当にありがたく感謝申し上げます。あっという間に月日は流れて、今日は雨水ということで、春もだんだん近づいております。毎日、NHKの「朝がきた」では大変元気をいただき叱咤激励もされているようです。21世紀を生きる私達にはもっと出来ることがあるはずだと日々思いを強くしております。どうぞよろしく願いいたします。

○司会 どうもありがとうございました。当会議は15名の委員で構成されておりまして、定足数は過半数の8名でございます。本日は、14名の委員全員にご出席をいただいておりますので、愛媛県男女共同参画推進条例施行規則14条第2項の規定に基づきまして、本会議は有効に成立しております。

それでは、議事に入ります前に、本日の資料のご確認をお願いします。あらかじめ委員の皆様には、本日の次第、資料1と3及び4をお送りしておりましたが、改めて全資料をお手元にご用意しております。まず、本日の次第、委員名簿及び配席図、配布資料一覧、資料は1から6までをお配りして、資料5と6は冊子でございます。お手元に資料がお揃いでない方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、男女共同参画会議推進条例施行規則14条1項に基づきまして、ここからの進行を桐木会長にお願いしたいと思います。

なお、委員の皆様のご発言につきましては、事務局担当者がマイクをお持ちしますので、マイクを通じてご発言いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、桐木会長よろしく願いいたします。

3 議事

○桐木陽子会長 それではお手元の次第の議事1、第2次愛媛県男女共同参画計画中間改定答申案について審議を進めたいと思います。事務局におかれましては膨大で、そして詳細な資料のご準備ありがとうございました。限られた時間ですけれども、活発に議論していただきたく存じますのでよろしくお願いいたします。

では、議題1の説明をお願いいたします。

○事務局

《説明 資料1 第2次愛媛県男女共同参画計画 中間改定(答申案)の概要について》

《説明 資料2 第2次愛媛県男女共同参画計画 中間改定(答申案)の全文について》

《説明 資料3 第2次愛媛県男女共同参画計画中間改定(案)に寄せられた意見と

県の考え方》

《説明 資料 4 第 2 次愛媛県男女共同参画計画中間改定(案)の追加修正について》

《説明 資料 5 第 4 次男女共同参画基本計画〈冊子〉》

《説明 資料 6 えひめの男女共同参画 平成 2 7 年度版年次報告書〈冊子〉》

○桐木陽子会長 ありがとうございます。多岐に渡りますがどこからでも結構でございます。ご質問、ご意見を頂戴したいと存じます。

○長尾由希子委員 用語に関してですが、資料 1 の 8 ページの「性別に寄らないキャリア支援」の「寄る」という字は修正した方がよいと思います。それから資料 4 で障害の害の字をひらがなにすることについて県からご説明がありましたが、そのうちの性同一性障害に関連して、去年 WHO ではなかったかと思うのですが、報道もされたと記憶しておりますが、性別違和という言い方がありまして、なかなか浸透していませんが、この用語も気になりましたので、紹介させていただきます。

○事務局 先ほどの用語は、性別に「よらない」に訂正させていただきます。それと、性同一性障害と性別違和の関係については、こちらでも担当課に確認したいと思います。

○越智やよい委員 58 ページの数値目標のところ、認定こども園の認可・認定数に改正したということでしたが、32 箇所はそのままよろしいですか。こども園の数として 31 年には 96 園としていますが、32 箇所のままでよろしいのかということが一つです。

それから、57 ページの 4 の「県職員の育児休業または連続する 5 日以上の育児休暇」でこの育児休業と育児休暇を取得した男性の割合が平成 26 年で 2.5%となっており、58 ページの課題 5 の上から 3 つ目の育児休業取得率の設定の現状は、男性が 3.2%になっています。育児休業取得率、育児休業と育児休暇を足したものが 2.5%で、育児休業の取得率が 3.2%となっていて、こちらの方が低くないといけないのかなという気がします。

○事務局 育児休業取得率の方は県内全体の数値でして、2.5%の方は、そのうちの県職員に限ると現状は更に低くなっているということ、これを見直していこうということで数値目標を設定しているところです。

それから、最初の認定こども園の認可・認定数のところは、子育て支援課からいただいたデータを入れていますが、単位についてチェック漏れしており、申し訳ありません。こちらは、えひめ・未来・子育てプランと整合をとる形となりますので、念の

ため子育て支援課に確認して修正します。

○越智やよい委員 わかりました。もう1点はその下の農業委員及び農地利用最適化推進委員における女性の登用のところです。ここは農業委員だけの割合が出ていたところがこのように改正されました、農地利用最適化推進委員の働きの内容が私自身よく分かっていないのですが、これでは目指してきたもののレベルが下がるのではないかと心配します。

○事務局 また、農業委員と農地利用最適化推進委員の両方を対象にするということで、これまで農業委員の方だけで標記しておりましたが、聞くところによりますと、登用率でみる場合、重複する部分があって実態として併せた数値が報告されているとのことですので、正確にしようと思直す中で、低い割合よりも全体でみて複数の委員を登用する委員会を増やすということの方がよりわかりやすく、もともとが低いため、複数登用が進めば当然割合も上がることになりますので、後退するのではなく、より幅広く女性を増やしていこうということで、この目標に見直すそうです。農山漁村女性ビジョンの方も、同じように修正して20委員会を目指すと聞いているところでございます。

○桐木陽子委員 越智委員よろしいでしょうか。ありがとうございます。堀田委員お願いします。

○堀田真奈委員 41ページの主要課題4、重点目標1のところに、ワーク&ライフ インテグレーションという言葉が突如出てきているんですけども、何年か前に日経新聞でインテグレーションとかイノベーションとか踊っていた時代があり、経営者の方がお好きな言葉かなとは実感しています。私はこれはよい意味での公私混同と考えていまして、ライフや家族ありきでワークスタイルを考えると捉えています。それであれば主要課題5に入る方がスムーズだと思います。個人でそれを考えなさいという位置づけというのも分かりますが、企業側がそのためのワークスタイル作りを考えていくためには、主要課題5に入った方がまだじっくりくるんですけども、ここに突如出てきた意味合いなどを教えていただきたいと思います。

○事務局 このワーク&ライフ インテグレーションでございますけども、ワーク・ライフ・バランスの推進というのは、当然国の基本計画でも謳われておりますが、仕事と生活が対立的に捉えられる考え方と受け止められやすいというような課題があることを踏まえています。ワークとライフを一体として捉えてその中で人生設計と働き方をトータルで考えることによって、相乗効果を発揮し、充実感と幸福感が得られ

るライフプランの実現を目指すということでございます。これによりまして、現状としてこのような考え方が提唱されているというところをワーク・ライフ・バランスに関連して説明をさせていただくといった観点から、主要課題4の方に入れさせていただいております。これは、学会などいろいろなところでまだまだ議論がされているところでございます。

主要課題5につきましては、これにより労働者自らがワークとライフをトータルで描いたライフプランを組み立てることができることによって、労働者がライフプランに沿ったキャリアを選択し、キャリアアップしていくことが出来るようになると考えられています。

このインテグレーションの考え方も踏まえ、個人のライフプラン・人生設計における仕事と生活の調和や充実、それから個人の主体的なキャリア形成に向けた取組を促進するというのを主要課題5の方に入れさせていただいているところでございます。堀田委員が言われましたように、主要課題5という考え方もありますが、それについてはライフプランに応じてとか、個人の主体的なキャリア形成という表現で入れさせていただいているというところでございます。

○堀田真奈委員 主体的な選択には、選択できる余地が当然必要で、企業側がこのインテグレーション、イノベーションということを共に考えていかないと、今は選択することができない状況ですので、個人が考えることというのはもちろんですが、個人が人生設計、働き方を選択する、そのためには企業側も変わっていく、という雇用環境の整備にこれは位置づけられるかなと思うんです。ここは是非、今後検討の余地を持っていただければと思います。事業所側にワーク・ライフ・バランスを行うと権利の主張を認めることになるかと誤解されているところが多く、そういった誤解がある場合に、二者択一的に捉えられてしまうことが多いのかなと思っています。

○壽卓三副会長 今の話のところと同じく 41 ページの現状の4点目のところで、会社における企業の論理という形で言っていると思うんですが、修正して生産性や成長拡大を実現するという言葉を入れているということが私には違和感があったんです。というのは1点目のところにおいて、本県の事情の話があり、最後の部分で地域社会での助け合いと書かれてますが、愛媛県は 2040 年には4割が高齢者になります。そして、1か月ほど前の人口流出の話でも、香川県の 10 倍の人口流出と出ており、香川県の 10 倍も人口は多くないので流出率は非常に高くなると思います。そういった状況の中でワーク・ライフ・バランスのところこういう発想もあるということは、それはそれでバランスをとられているのかもしれませんが、この修正だとワーク・ライフ・バランスのあり方について、生産性や成長拡大を実現という方向に男性の働き方を見直すというのが出てくるので、私は違和感を感じます。これは私のゆがみかも

しれないんですが、そもそもこういったところを問題にしようとしているのではないと思います。なんとなくこれでは頭隠して尻隠さず的な感じが出ている気がします。前回の修正案にはなかったと思いますが、あえてこれを入れてきたのですか。

○事務局 前回はこの記術はございません。ただ、今こういった考え方が提唱されていて実際にこれを取り入れた取組を推進している企業もあり、これは現状として間違いございませんので現状認識として入れさせていただいております。先ほども言いましたように、ワーク・ライフ・バランスがややもするとワークとライフを対立的なものとして捉えられやすいというところもございます。そういったことも踏まえての現状認識として入れさせていただいているところでございます。なお、その下5番目で、ワーク・ライフ・バランスはこのインテグレーションの考え方も参考に、仕事と生活を相乗的に捉え、個人の生活の充実を図るものとされているという記述も入れさせていただいております。今、壽委員が言われたような長時間労働の働き方、そういったところにも繋がってまいりますので、そういった認識は十分踏まえた上で、仕事と生活を相乗的にとらえて、個人生活の充実を図るものとされているような文言をいれさせていただいているところでございます。

○壽卓三副会長 要するに私達にとって現状が非常に混乱しているというように私は思いますが、その現状をそのまま提示なさっているということでわかりました。

○村上一郎委員 今の部分で個人的にはかなり違和感があります。下の部分でワーク&ライフ インテグレーションの考え方も参考にとありますが、この部分を労働者と経営者で考えると、労働者の立場ではなくて経営者の立場側に沿ったものの考えが強いのではないかと思うのです。これは個人的な考えですけど、ワークとライフが対立しているというお考えも言われていましたが、ワーク・ライフ・バランスという言葉が浸透しつつある中で、逆にワーク&ライフ インテグレーションという言葉が国で使われているからと出てくることに違和感があるような気がします。ですから現状は現状で、良いことなのか悪いことなのか、というのは、四つ目の部分でインテグレーションが良い意味合いなのかなと感じることに違和感を覚えますし、インテグレーションの考え方も参考にして個人生活の充実を図るものとしているのかもしれませんが、言葉としては一般的には浸透していない言葉ですので、あまり使われない方がいいのかなと思いました。

○安田俊一委員 今まで言われていた議論ですが、私もあまり言葉は知らないんですけども、基本的には、もしワーク・ライフ・バランスのみでは企業収益が下がるといった現状があったとして、そうすると考え方によってはむしろ生産性が上がるんだと

いうポジティブな考え方を打ち出しているんだろうなと理解はします。それだったら施策のところでは何か援助するということがないと理解がされにくいのかなと。例えば今までワーク・ライフ・バランスといわれるところでいろんな施策を行ってきたが上手くいかなくて、その原因が、企業がそれをやると収益性が下がるし、働き手が足りないから困るんだということがあったとして、じゃあこのワーク&ライフ インテグレーションという形で工夫したら上手くいっている企業があるよということであるならば、それを援助するところはここですと示した上で施策を出さないと理解がしづらいのかなと。どうすればよいのかはちょっと分からないが、議論の組み立てとして、その考えを施策で反映したところはここだということを出された方がよいのではないかという感想を持ちました。

○事務局 主要課題4に入れたのはワーク・ライフ・バランスを推進していく前提で、それに関連する最新の知見として入れさせていただきました。主要課題5のところでの具体的な施策としましては、個人の人生設計に沿ったライフプランを実現するということでキャリア支援にも繋がってくると考えておりますが、その中でまず、42ページの下段オのところ、個人の人生設計における仕事と生活の調和・充実に向けたメンターやロールモデルとなる人材の育成と相談体制の整備というようなところと、続きまして52ページの施策の方向③のウのところ、個人の主体的なキャリア形成に向けた取組の促進を行っていくといったことを施策と方向として考えております。具体的な施策としては、メンターの育成等やロールモデル育成などは県の方がやっておりますし、相談体制の整備も県がやっております。キャリア支援についても今後、具体的な施策を取り入れていくと考えております。そのほかに、国の職業能力開発促進法の改正に伴う施策として、ジョブカードの普及促進、キャリアコンサルタントの登録制度の創設など、これは法律の改正に伴って国が打ち出している施策で、そういったものをキャリア支援の促進等の取組とも連携して具体的に進めさせていただきたいと考えております。

○安田俊一委員 今のご説明はどちらかというと個人側の援助の話で、ご説明を聞いたところでは、いわゆるライフ&ワーク インテグレーションという考え方は、むしろ企業の方の生産性が良くなったり非常に業績が良くなるという考え方に基づいているように受け止めたので、それなら企業側に、国なり県なり公のところからそこを推進するならどのようなことがあるのか、その視点がどこかに打ち出されていた方が分かりやすい。今ご説明いただいたのはあくまで雇われる側の問題のような気がするので、その辺があるともっと理解がしやすいかと思えます。

○事務局 企業側の取組と言いますと42ページの下段のウとして、経営者や管理職

等を含めた意識啓発などというところでやっておりますし、企業側へも個人がキャリアを選択できるような研修制度などの取組を働きかけたいと考えております。

○壽卓三副会長 ポジティブなこともあえて言っておきたいんですけども、ワーク・ライフ・バランスが企業の中での働き手、要するに現役で働く人を想定する話だということとはよく分かります。ただ、愛媛県は 2040 年には 4 割が高齢者になるという現状でワーク・ライフ・バランスと考えたときに、その一面だけでいいのかということです。2040 年というのは今の大学生高校生が 40 歳になる頃なんですね。目の前にいる高校生達が社会の中核になる時に愛媛県は限界県になっているかもしれないという危機感があるわけです。その彼らを目の前にした我々は何をしなければならないのかという状況があると思うわけです。そう考えると、リタイヤしている 4 割を抱えていく、その状況を踏まえたワーク・ライフ・バランス、高齢者 4 割を負担と考えるんじゃないで彼らも愛媛県を支えていく層となるようなライフ・ワーク・バランスの在り方も同時に考えないと。4 割が社会的な負担になるという想定でいろいろ議論されていますが、人材として活用できる方法を愛媛県はどこかで考えていらっしゃるのか。そうしないとこれは愛媛県の行動計画ですから、個人がこうだという話はもちろん必要ですが、県として彼らが有用な人材だというプランを今考えておかないと 10 年後では遅いと思う。そういったものを考えてらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○事務局 高齢者だけではなく、若者・女性も含まれると思うのですが、そういった人材育成等につきましては、県としても人口ビジョンの「愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を立てております。その中で壽委員が言われましたような観点も含めて、取り組む内容がこれに盛り込まれていると考えております。

○壽卓三副会長 それでは是非ここにも出てくるようにしていただきたいと思えます。

○横山ぬい委員 このポイントで色々議論が出ていますが、私はそんなに違和感はありません。そういう現状を表現した一説だと思っておりますし、特に愛媛県は女性活躍推進におきましても、全国でも取組はかなり進んでいるという評価をいただいております。愛媛女性活躍推進協議会も去年発足して今年で 2 年目になりますが、労働局、県をはじめ、県下の全ての経済団体、様々な労働団体が一緒になって今、取組を始めているところです。そういった背景の中に、企業・経営者がこのワーク・ライフ・バランスの重要性を、働く個人よりも企業の方がかなり意識しています。当然労働力が減少していくわけですから、今までの雇用体制・人材育成ではもう立ち行かないということが見えています。現実には去年から求人の時期が変わりまして、こんな

に早く影響が出るのかと思うくらい非常に採用が困難になってきております。そういう意味では非常に危機感も出ておりますし、各中小企業さんにおきましても個人の個性と能力を活かせる社内の体制作りをしないと生き延びることができないということを皆さん承知です。そのためには、仕事を見える化したり、限られた時間でいかに生産性を上げるか、ここでこだわるのは雇用の確保と給与・あらゆる報酬の安定化です。そのためには、仕事のやり方を根本から見直さないといけない時代になっているんです。個人の意識も従業員と経営者が一緒になって、それぞれの個人の自己実現、会社が目指す地域貢献、その両方を同じベクトルに合わせて作っていくという、大変難しい部分なんです。それを一緒にやり始めている会社は大変増えております。特にこれまでと違うのは雇用システムです。会社の中で長時間働いている、残業も多くて休みも返上している社員が何か頑張っているように見えている、特に男性の働き方に多いんですが、その評価そのもの、その会社の文化そのものも変えていかないといけない時期にきていると思います。いかに女性を雇用したり、障がい者や高齢者といった方の労働力も、皆で支え合う社会にしていくためには、短時間の労働単位で成り立つ仕組み作りをしていかないと産業は成り立たないと思います。そういう意味で一人ひとりの能力を活かせる仕組み作りというのを会社はよく考えているんですが、個人の意識の方が逆にまだ少し付いて行っていないのではという気がするんです。具体例を言いますと、当社の場合でも、仕事柄わりと残業も多い会社ですが、これではダメだということで、3年前から基本的に20時に会社を施錠しますよと、22時が本当のタイムリミットなんです。そうしたらそれまで不夜城のような状態で仕事をしていたのに出来るんです。やったらできるんです。これって意識ですよ。意識の持ち方はとても大事だということが分かってきました。この4項目に入っている意味合いは、仕事が全てではないですから、もっと自分の余暇を楽しんだり、地域や家族との関係をいかに充実させるか、その一つに仕事というのも経済的基盤のためには必要なわけですから、個人が自分の生きる過程、立ち位置を最も大切にしていける意識を持つ、そこに着眼した意味もあって主要課題4に入っているのかなと私は捉えてみました。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。いろいろなご意見をいただきました。これまでの議論になかった用語が出て来たものですから、双方で理解が十分に出来ていないのは致し方ないと思います。ここで、今回、私たちが掲げたテーマは何だったかを振り返ってみたいと思うのですが、それは、自分らしさを活かせる社会づくりということでした。それを具現化するために、女性の活躍促進と男性中心型の働き方の見直しを大きなテーマとして掲げさせていただきました。その視点にふさわしいかということ、先ほど安田委員からもご指摘がありましたようにワーク・ライフ・バランスというものが、まだ十分に理解されていないとするならば、その理解促進のためにこのワ

ーク&ライフ インテグレーションという用語を使い、環境整備と意識啓発をあわせて実践するということがいけるでしょうか。また、具体的な施策との整合性はまだ連携を取れていないように感じましたので、意識啓発の進め方の一つの考え方としてこれを取り込み、そして、今後具体的な施策としては、これはまた皆さんとともに検討していくということでもよろしいでしょうか。確かに自分らしさを活かせる社会作り、個人の生活に重点を置いていたものに、いきなり企業の視点が入ってきますので違和感があるとお感じになる県民の方もいらっしゃると思いますので、もう一度その視点を考えて、その表現はもう一度事務局と私と壽先生にご一任いただけますでしょうか。表現につきましては一任いただけて進めさせていただきたいというふうに思います。どうもご議論ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

○村上一郎委員 今後のこととして教えていただきたいのですが、今回の国の基本計画を見ていきますと、子どもに対する部分も結構記載があつて、自分が勉強不足な部分もあり、これまで愛媛県の計画については男性と女性のことが中心で子どもの部分はあまり記載がないもんだなと思っていました。ただ、国のを見ると、そういった部分も出ており、例えば 75 ページの子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進というところに対しては、その性的な暴力の根絶だけではない部分が幅広く出ています。例えば、昨今のスマホや携帯電話の話であるとか、防犯安全対策などの部分も出てはいるんですが、今後、新しく計画を見直すときに、県の計画にももう少し反映できたらということをお個人的にはずっと思っていました。男性と女性の方が中心ということでもあまり発言もせずにはいたわけなのですが、自分がPTAの会長として来ていることを考えれば、そういった部分をもっと記載していただきたいと。そして県の教育委員会なり男女共同参画とか子育てとかそういう部分で、もっと目標を立ててやっていただきたいというのが自分の願うところです。次回以降ということでも何か入れていただけたらと思います。私も今後、PTAの役員がこの会に参加するのであれば、しっかり引き継いでいきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。特に回答は求めませんのでよろしくお願ひします。

○桐木陽子会長 ありがとうございました。最近子どもの貧困率も本県は大変高いというデータも出ておりました。全ての問題は関連していると思っておりますので、それらも踏まえて次の改定には活かしていきたいと思ひます。

ちょっと私から3点よろしいでしょうか。県のパブリックコメントをいただいた回答について3カ所ございます。それは3のところの保育施策についてのコメントをいただいた回答が、何となく役割分担していますから県は何もしませんというような表現に受けとられないかと懸念しています。県民の立場からいうと、この施策を国がやって、この施策を県がやって、この施策は市がやるというのは当然見えないので、県

としてはここまでが出来るので、ニーズを把握したら国に要望してまいりますとか、そういう回答の仕方ではどうかということが1点。

4の国の公共工事における総合評価に関してご指摘をいただいた点で、今後の検討課題にするということですが、実際どこが検討されるのかお尋ねしたいという点が2点目です。

それと3点目は資料4で示された3ページ目のウのところですか。「就業に向けた職業訓練、研修の実施など再就職、再チャレンジに係る支援」を「個人の主体的なキャリア形成に向けた取組の促進」として見ますが、個人が努力せよというように見えて仕方がないです。支援という言葉が抜けてしまったので、この辺りは県としてそういう取組の支援をするのかどうか確認をさせていただきたいと思います。その3点よろしくをお願いします。

○事務局 今の国・県・市町の役割の部分につきましては子育て支援課が回答を出しておりまして、この形で正式な回答になります。役割分担しているののうちには違いますが、見えるきらいがあるというのはおっしゃるとおりですが、実際は、国の交付金事業について市町の分を取りまとめたり、事業にあたってのニーズ把握について市町と連携したりという形で多様なニーズを取り上げて事業展開が出来るようにということで、当然県も主体的に関わりながらやっているというように聞いております。ただ表現は冷たい形になっているかもしれませんが一応これが正式な回答という形になっているところでございます。

○壽卓三副会長 パブリックコメントはもう公開しているんですね。

○事務局 これで決定しておりまして本日ホームページで公開出来るように作業を終わらせると昨日の時点で聞いております。

○桐木陽子会長 そのあたりを丁寧に説明する回答にした方が宜しいのではないのでしょうか。

○事務局 この場で頂きましたご意見については、所管課へお伝えすることとしたいと考えております。

それから2点目の公共調達関係でございしますが、国の方が平成26年8月に女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針を出しておりまして、その中で、女性の活躍に熱心な企業に対するインセブティブということでこういう考え方を打ち出しております。ただ、まだまだ国の取組が進んでいるとはいえません。まずは国の方が取り組み、それを都道府県にという流れになってくると思うんですけ

れども、担当の部局は、ここでいうと入札関係ですね、これは土木部ということになります。それと県における用品調達ということになりますと出納という部局が担当しているということでございます。

それと3点目の個人の主体的なキャリア形成に向けた取組の促進ということですが、これは形成に向けたキャリア支援の取組を促進するというそのキャリア支援の観点はこちらも持っております。これを明記する形で修正することは可能ですのでその方向で考えさせていただきたいと思っております。

○桐木陽子会長 先ほどの公共工事の件も建設業界は男女共同参画の遅れている分野でもありますので、何らかの形で前向きな検討をよろしくお願いいたします。

○藤田由美委員 公共工事をしている我々、建設業に関しましては、やはり担い手不足というのが今一番です。仕事があっても人の少ない中で皆頑張っている建設業なんですけど、若者が建設業に従事して働いてくれるかといったらやはり本当に少ないです。ハローワークに出しても来てくれません。その中で女性も進出してやってやろうという意気込みのある女性は本当に雇用を考えたいと思っております。とにかくこの公共工事でも防災、災害対策、いろいろ頑張っております。その中でも、人材がいないとやはり人も高齢化してきます。男の人でも女の人でも建設業に就職して一緒に頑張っていけるという若者がいれば、企業の代表としては頑張りたいと思っております。だから、建設業のアピールもいろいろしながら、先ほど藤田委員からいただいた女性活躍の助成金などのご案内なども活用しながら頑張っていきたいと思っております。

○窪川昌平委員 この間も申し上げた件なんですけども、介護のキーワードがこの中には出てこないんですね。先ほど壽委員も言われた愛媛県の高齢者の割合がきわめて高くなっていくという時代の中で、安心して子どもを育てられる環境整備というのはずっと言われてきたと思うんですけど、ただ、実感として、子どもができるとおめでとうということでも子育てをしていく、もしくは休暇を取っていくということになりますが、介護の場合は、どうしようかと、私がやるの、あなたがやるの、私会社休めないわよねという、非常に難しい夫婦間の選択に迫られ、これがどんどん高齢者が増えていく今の時代の中で、この男女共同参画というところに介護というキーワードが入ってこない、その感覚とはちょっと僕はずれているのかなと思っておりますがいかがでしょう。

○事務局 中間改定答申案の52ページの上段のウとして、男女を問わず介護離職を防止するための休暇制度等の周知や制度を利用しやすい職場づくりに向けた啓発、それからもう一つはエと致しまして家庭生活における育児や介護等の制約が無くなっ

た段階においての復帰支援等の取組の推進というところでは、やはり保健福祉部の方でもこの介護については重視しております、こういった形で保健福祉部の方で明記させていただいております。それから 47 ページでございますが、下段でございますけれども、高齢者や障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築、この中でもこの介護関係については介護保険関連施設の整備促進等を入れさせていただいているところです。当然その視点は盛り込みしっかりとやってまいりたいと考えております。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。それが概要版とか今回の改定の中核にあるよという言葉は足すことは今からでもできませんか。男女がともに働きやすい職場環境がやはり育児にフォーカスされている感は否めないんですね。一枚ものあたりで介護の両立支援という言葉が入りませんか。

○窪川昌平委員 今おっしゃったように4番のところですね。施策の体系のところの家庭生活と仕事で安心して子どもを育てられるとあり、ずっと子どもにフォーカスしているわけですが、今は半分位は介護だと思いますね。

○事務局 この概要版の資料1の中にも出るような形で検討をさせていただきたいと思っております。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。まさに愛媛県が抱える現状だと思いますのでよろしく願いいたします。

○藤田恭子委員 文言のところですが、資料4の2ページの中の45ページの育児・介護休業制度に「等」をつけたということですが、同じく一番下の52ページのエの、育児・介護休業制度利用者にも合わせて「等」を入れた方が、休業利用の不利益取り扱いばかりではないので、入れられた方がいいかなと思います。

それともう一点、先ほどご指摘もあった知事部局県職員の育児休業・育児休暇のすみ分けは、やはりちょっとわかりにくいので、育児休暇とはこういうものという何らかの説明書きを入れた方がいいかなと思います。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。そうすると先ほどの2ページも休暇から休業に統一した方がいいですか。休暇は休暇でいいですか。52ページのエのところは育児・介護休暇制度になっていますがここも休業に直した方がいいですか。

○藤田恭子委員 そうですね。上の45ページの表現と合わせて休業にされた方がいいと思います。

○事務局 藤田委員のご指摘のとおりに修正させていただきたいと思います。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。それと説明を加えていただくことも可能な限りお願いします。

○事務局 休暇につきましては注意書き・注釈を入れさせていただきます。

○藤田恭子委員 是非よろしく願いいたします。

○山本和子委員 私は教育現場でどうしたらいいかという観点でお話を伺いました。現在もやっていることですが、薬物乱用防止教室、これは今、小中学校で進んでいます。あと、全教育活動の中で男女平等の意識化を図るということですが、小さい頃から男女平等の意識をつけさせたいと思います。

先ほど藤田委員から、土木関係の話がありましたが、小中学校でも多業種の方が学校に来てくださって夢を語ってくださる機会があります。そういうことも通して子ども達に将来に向けて夢を持ってもらいたいという思いを持っています。あと先ほどのワーク・ライフ・バランスとワーク&ライフ インテグレーションについてですが、自分の生活を振り返ってみて、私にとってワークとライフは別々ではなくて私のライフの中にワークがある二重円なんですよ。仕事は生活の一部、だからその仕事も充実させたい、仕事が充実すれば生活も充実するという考え方でいっていますので、バランスというよりは一体化だなと私自身は思っています。

○佐川東輝枝委員 私の立場からは先ほど安田委員がおっしゃっていたようなワーク・ライフ・バランスに関して企業側に何かしらのメリットがあるような文言をここに入れていただければと、企業からの支援というか、アレルギー反応も少なくなり浸透もしやすいのではないかなと思いました。

○喜田ヒサ子委員 先ほど窪川委員が言われたように、高齢者が私達の島では増えています。やはり介護施設でも国がしている「ミニデイ」なども、個人ではしないということになって、ミニデイに行かれる人が困っている状態が続いております。やはりそういう面においては、介護のことを全般的に考えてもらわないといけないのではないかなと思います。今テレビでも放映されているように、介護をする人、関わっている人の質の向上ですね。そのあたりも重大な問題ではないかと思われま。それともう1つ、ワーク・ライフ・バランスに向けてです。私は道の駅でじゃこ天のお店をしているので、駐車場に降りられたお客さんの動向などを見ておりますと、個々の家庭

においてお年寄りを連れてこられる人が多いです。それと、子どもと若いお母さんとお父さんと来られる場合は、男性の方が必ず子どもさんを連れておんぶしたり抱っこしたり、お母さんはすいすいと歩いている。これはやはり本当に素晴らしい日本の現状ではないかと思われます。会社とのやり取りなどはこれから、問題としてやっていただきたいですが、家庭においては皆さんも奥さんを立てて、旦那さんが仕事に行くとき女の人が子育てをするので、外に出ていくときやイベントに行くとき、やはり家庭サービスが目立っておりますのでいいのではないかなと感じております。

○亀岡マリ子委員 高齢者問題も少子化問題も労働問題も本当にあらゆることが大事。どれ1つ要らないものはないので、男女共同参画の中に全てを盛り込もうとする、それが非常に難しいなど。先ほどからお話しが出ておりますいろいろなことも、それぞれの担当部局があって、その役割分担と整合性を図らなければというのが出てきました。一般の人たちにはそういうのが分からない、どれをどこでしているというのがあまり分からないために、混乱したり不満が出たりすると思います。ある市の計画づくりにも関わりましたが、やはり同じような問題が出てきました。それで、この資料のあとに、どこが担当しているとかいう関係部局、一般の方が問い合わせるときにどこに問い合わせたらいいのかが分かるものをつけて欲しいということになって、別冊としてか付録としてか、付ける形にもなりました。そして、いろいろなところのネットワークを図らないと、いくら担当の部署が一生懸命頑張っても、それが実際に企業の現場で、あるいはいろいろな団体等で活用されて推進されるものにはなっていない。だから立派な計画が出来ても、それがどのように活用されて推進されていくか、これからは大事なんですよという委員さんのお話しもあって安心させられました。確かに今、報道関係にしても、国の動きにしてもいろいろ変わってきましたし、男女共同参画についても動いてきているのではないかと思います。ゆっくりでもいいので、一步一步進むような、歩みをとめないこと、これを意識していきたいなど私自身は思っております。「男女がともに」、女性だけではないこと、女性も男性もとまどいがあったり悩みもあったりしながらですが、「男女がともに」が基本と思っております。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。では答申案のついてのご意見も出尽くしたと思われますので、この会議の答申を決したいと思われますが、一部私達におまかせいただきたいところはございませうけども、今後の手続きにつきましては事務局からのご説明をお願いします。

○事務局 今後の予定について説明させていただきます。答申案は、本日のご審議でいただきましたご意見を踏まえましての修正をしまして、会長から県へ答申していただくという運びになります。なお、答申については、書面のやり取りによる事務的な

ものとなります。その後、答申を踏まえまして、県の計画として決定し公表することとなりますが、印刷の関係もありますので、公表時期は3月下旬となる予定でございます。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。それでは、会長から県へ答申することということですので、本日の会議で出されました皆様方のご意見を基に少し修正も加えさせていただきたいと思えます。その内容につきましてはご一任いただけますでしょうか。ありがとうございます。大変活発なご議論いただきましてありがとうございます。皆さまお疲れさまでございました。

4 閉 会

○司会 それでは閉会にあたりまして県民環境部長からご挨拶を申し上げます。

○石丸部長 県民環境部長の石丸でございます。皆様には昨年諮問させていただいて以降、本当に活発なご議論を熱心にしていただきましてありがとうございます。

先ほどから伺っておりまして、先生方からもありましたが、最大の問題はやはりこの人口減少の時代に愛媛県だけではなく、それぞれの企業も家庭もいかに生き残っていくかということが大事だと思っております。事務局からの説明にもありましたが、昨年、県は人口ビジョンを策定いたしまして、今、人口が140万をちょっと切りましたが、それが80万60万となっていく。それを何とか100万までの減少で抑えていきたい。そのためにはどうするかというと、当然出生率のこともありますが、県から流出していく人口を抑えていく、ということは、若い方に愛媛県に住むことを選んでいただく必要がある。それは企業もそうですし行政もそうですし、家庭生活もそう、教育もそう、全てのところ関係します。ここの理念にありますとおり、男女がともに豊かに生きていける社会を作っていくということが、これからの世代に愛媛県に住むことを選択してもらえることになる、そういうものだろうと思っております。

この男女共同参画計画は、先ほどもありましたが、全ての施策を網羅するというようなものであるがゆえに、いろいろといたらない点があると思えます。今回の改定だけでなく、今後新たな計画作りに取り組む時期もやってまいりますので、委員の皆様方には引き続きご議論いただき、ご意見をいただけたらと思っております。

今回の改定にあたりまして、皆様にご検討いただきましたことを心からお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

○事務局 本日は本当に熱心なご議論まことにありがとうございます。今期の委員の皆様方におかれましては、任期が来る3月31日までということで満了ということ

になっております。次期委員の委嘱手続きは今後行うこととなりますけれども、今限りで退任される委員もいらっしゃるかと思います。委員の皆様には男女参画の推進はもとより県政の発展に長らくご活動いただきましたことを厚くお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

○司会 以上をもちまして、愛媛県男女共同参画会議を終了いたします。皆さまお疲れさまでした。ありがとうございました。